

## 京都精華大学における競争的研究費等の運営・管理に関する行動規範

京都精華大学は、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、基本的な行動規範をここに定めます。本学において競争的研究費に関わる教職員等（以下、教職員等という）は、本学が管理し、本学の教育研究活動のために執行される全ての経費を使用する際に、この行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めてください。

※この行動規範における「教職員等」とは

本学の役員、専任教職員、嘱託教職員、特別任用教員、特別研究員、センター研究員、および学生等を指します。また、「学生等」とは、全ての大学院生および本学に在学又は在籍して研究に従事する学部学生その他のものを指します。

※この行動規範における「競争的研究費等」とは

文科省などの省庁が公募・管轄する研究費だけでなく、学内外の公募に申請・採択された研究に支給される研究費を指します。本学の例として、学長指定課題研究費、個人研究奨励費が挙げられます。

### 1 法令の遵守

教職員等は、研究の実施、研究費の使用に当たり、関連の法令、通知及び本学諸規程等を遵守しなければならない。

### 2 研究活動

教職員等は、研究の立案、計画、申請、実施及び報告等の過程において、誠実に行動する。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存を徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。

### 3 他者との関係

教職員等は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、守秘義務を順守し、適正に取り扱う。また、他者の知的財産権を尊重する。

### 4 差別の排除

教職員等は、研究活動において、人種、性別、地位、思想、信条、宗教等により個人を差別せず、公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

### 5 利益相反

教職員等は、研究、審査、評価等において、個人と所属機関、又は異なる組織間の利益の相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

#### 6 不正行為の防止

教職員等は、不正行為が発生した場合、その是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、もしくは行われたことを知ったときは、それを放置せず、総務グループに通報し、その指示に従って適切な措置をとらなければならない。

以上